

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

9月2日発行  
vol.761

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

9月1日から、改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなりました。

## 生活道路<sup>\*</sup>における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※このことにより「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のごとです。

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



② 道路の構造上又は構その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④ 自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

### 目次

#### ●「みなみそうまトピックス」から

- ・おだか夏まつり ----- 2
- ・北泉サマーフェスティバル2026 -- 2
- ・65歳以上の体力測定会 ----- 3
- ・かしまのなつまつり ----- 3
- ・ごみ減量啓発マグネットシートの贈呈 ----- 4

#### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 5
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 11

#### ●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について ----- 14

8/14 金

# おだか夏まつり

8月14日に、浮舟文化会館で「おだか夏まつり」が開催されました。

ステージパフォーマンスでは伝統と迫力のある大蛇踊りが披露され、お祭りを大いに盛り上げました。

また、夜に行われた盆踊りでは、世代を超えた多くの参加者が大きな輪を囲み、会場全体が一体となって、夏のひとときを楽しみました。



8/8 土

# 北泉サマーフェスティバル2026

8月8日に、北泉海浜総合公園で「北泉サマーフェスティバル2026」が開催され、たくさんのおもたちや家族連れが会場を訪れました。

会場に設置されたウォーターパークでは、夏の暑さを忘れてはしゃぐ子どもたちが見られ、また、会場には40を超える屋台やキッチンカーが立ち並び、美味しい香りと活気が、より一層お祭りムードを盛り上げていました。



8/20 木

## 65歳以上の体力測定会

8月20日に、浮舟文化会館で「65歳以上の体力測定会」を開催しました。

本事業は福島県立医科大学保健科学部との共同で実施しており、今年度で5回目を迎えた今回は、20日、21日の2日間合わせて113人にご参加いただきました。

今回の測定会では、一般的な健康診断の検査項目には含まれない、「血管老化度、歩行能力、脳の元気度、転倒のリスク度、口腔機能、姿勢等」といった生活機能に関わるさまざまな項目を測定しました。

会場では、専門家から測定結果に基づいたフィードバックも行われ、参加された方々は自身の体の状態を詳しく把握されていました。



8/9 日

## かしまのなつまつり

8月9日に、鹿島交流センターで「かしまのなつまつり」が開催されました。

会場には、ウォーターパークやバブルエリアが設置され、大きなシャボン玉を作って飛ばしたり、水しぶきを浴びたりしながら子どもたちは夏を満喫していました。

さらに、地元ダンスチームによるパフォーマンスも披露され、会場全体を盛り上げました。



8/27 木

# ごみ減量啓発マグネットシートの贈呈

8月27日、市内のごみ収集を行う事業者に対し「ごみ減量啓発マグネットシート」の贈呈を行いました。

令和6年度一般廃棄物処理実態調査では、福島県は全国ワースト1位であり、南相馬市は県内13市でワースト2位となるなど、ごみの削減が喫緊の課題となっています。

こうした状況を改善するため、市では、ごみ減量啓発のためのマグネットシートを作成しました。

今回贈呈されたマグネットシートは、市内を巡回するごみ収集車に貼り付けられ、日々の収集作業を行いながら市民にごみ減量を呼びかけていきます。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



## 今週の番組

番組内容 [8/28~9/4]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
- 01分~ 生涯学習チャンネル 簡単に作れる『梅漬け』と『シソジュース』の作り方
- 21分~ 博物館通信vol.45
- 32分~ 図書館通信 9月号
- 37分~ 第39回野馬追の里健康マラソン大会 第21回ウォーキング大会  
ー参加者募集のお知らせー
- 41分~ 南相馬市からのお知らせ 熊対策の現状と市民の皆様へのお願い
- 45分~ 南相馬市公式LINE 利用方法
- 50分~ 南相馬見聞録 相馬太田神社
- 55分~ 防災メールの登録方法
- 58分~ #みんなの南相馬ポスト/9月休日当番医/YOUTUBE配信





## 南相馬市からのお知らせ

### 生活道路における自動車の法定速度が引き下げとなります

8月20日HP更新

9月1日から、改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなります。

### 法定速度が30km/hに引き下げられる道路

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線等がない一般道路

### 法定速度が60km/hのままの道路

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- 中央分離帯などが設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道やこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

### 道路標識などにより最高速度が指定されている道路

道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

※ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などに応じて、安全運転で走行しましょう。

▶ 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます(福島県警察本部) [PDF]

<https://www.police.pref.fukushima.jp/06.koutuu/seikatudouro.pdf>



▶ 法定速度30km/h改正に関する理解度テスト(福島県警察本部)

<https://forms.gle/6PF1x8GPBf9mrZVL9>



問い合わせ

市民生活部 生活環境課 市民生活係

TEL 0244-24-5240

## 10月から本庁舎などの窓口受付時間が変わります(試行)

9月1日HP更新

市では、令和8年4月から市民課窓口で受付時間の変更(短縮)を試行してきましたが、10月1日(木)からは小高区役所と鹿島区役所をはじめとする庁舎や施設に拡大します。

## ▶ 窓口受付時間短縮のお知らせデータ[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/madoguchitanshuku2026.pdf>



## 窓口受付時間の変更

変更後受付時間 午前9時～午後4時45分 (変更前 午前8時30分～午後5時15分)

## 試行運用開始

10月1日(木)

## 対象窓口

- 小高区役所
- 鹿島区役所
- 本庁舎(市民課は4月から実施しています)、西庁舎、東庁舎、北庁舎、南分庁舎
- 健康スポーツ課(原町保健センター内)
- 文化財整理室(文化財課)

**注意** その他の施設は変更ありません。

## 対象業務

- 申請等の行政手続き
- 各種相談受け付け

**注意** 電話による問い合わせは、これまで通り午前8時30分から午後5時15分まで

## 目的

市では、これまで市民課において、職員の働き方改革を推進し、労働力を政策立案や必要な市民サービスへとシフトするため、令和8年4月から試行的に窓口受付時間の変更(短縮)を試行してきました。

この取り組みは、職員の負担軽減と住民サービスへの注力を両立させる有効な取り組みであったことから、小高区役所や鹿島区役所をはじめとする庁舎や施設に拡大するものです。

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



## 浪江町からのお知らせ

### 妊産婦健康診査の費用を助成しています

8月19日HP更新

妊産婦健康診査は、赤ちゃんの成長や母親の体調を確認し、病気などを早期に発見するために重要です。

定期的に健診を受診し、医師などのアドバイスを受けて積極的に健康管理に取り組みましょう。

### 助成対象者

浪江町に住民票のある妊産婦

### 助成内容

- 妊婦健康診査：15回
- 産婦健康診査：2回

※ 受診票に記載されている検査以外の検査や治療を受けた場合は、自己負担となりますのでご注意ください。また、保険診療の場合も助成の対象外です。

### 受診方法(福島県外にお住まいの方)

避難先の自治体で受診票の交付を受けることができます。避難先の母子保健担当部署へお問い合わせください。

### ●福島県内で里帰り出産する場合

浪江町から残りの回数分の受診票を交付しますので、お問い合わせください。

### ●転出された方

浪江町から転出すると、「母と子の健康のしおり」は使用できなくなります。  
新しい住所地の自治体から妊産婦健診の受診票の交付を受けてください。

※ 浪江町へ「母と子の健康のしおり」を返却する必要はありません。

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

## 町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

9月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。  
各出張所にて開催しておりますので、お気軽にご参加ください。

## 開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 9月：午後1時～4時  
10月：午前11時～午後3時

■開催日

| 月   | 福島出張所 | いわき出張所           | 二本松出張所 |
|-----|-------|------------------|--------|
| 9月  | 2日(水) | 8日(火)<br>29日(火)  | 15日(火) |
| 10月 | 7日(水) | 13日(火)<br>27日(火) | 20日(火) |

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。  
※ 対応する弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。  
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介します。

## 各出張所の住所および電話番号

|        | 住所                           | 電話番号         |
|--------|------------------------------|--------------|
| 福島出張所  | 〒960-8141<br>福島市渡利字舟場2-1     | 024-529-7451 |
| いわき出張所 | 〒970-8025<br>いわき市平南白土一丁目5-12 | 0246-24-0020 |
| 二本松出張所 | 〒964-0875<br>二本松市槻木253-8     | 0243-62-0123 |

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238

## 【要予約・無料】 9月17日 司法書士相談会が役場本庁舎で開催されます

9月1日HP更新

福島県司法書士会と浪江町の共催による、無料相談会を奇数月の第3木曜日に開催しています。ADR申立て、相続、土地・建物の不動産登記、成年後見など、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

## 相談には予約が必要です

相談をご希望の方は、下記連絡先までお電話ください。

また、申し込みは先着順となりますので、あらかじめご了承ください。

浪江町役場 介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238

## 日時

9月17日(木) 午後1時～4時

【相談受付時間】

|     | 時間          |
|-----|-------------|
| (1) | 13:00～13:30 |
| (2) | 13:30～14:00 |
| (3) | 14:00～14:30 |
| (4) | 14:30～15:00 |
| (5) | 15:00～15:30 |
| (6) | 15:30～16:00 |

※各30分間の計6枠

※申し込みは先着順です。

## 場所

役場本庁舎(浪江町大字幾世橋字六反田7-2)

1階 第一行政相談室

## その他

上記以外の福島県司法書士会の無料相談については、福島県司法書士会のHPをご覧ください。か、福島県司法書士会総合相談センター(☎ 0120-81-5539)に電話でご確認ください。

▶ 福島県司法書士会ホームページ

<https://fk-shiho.com/consultation/>


問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238

## 国内自治体初！水素燃料電池自転車のレンタサイクル運用実証を実施(8月7日～11月7日)

浪江町は、震災・原発事故以降、原子力や化石燃料に頼らない「エネルギー地産地消のまちづくり」を目指し、「なみえ水素タウン構想」を掲げるとともに、産学官一体となった先進的水素利活用への取組を推進してきました。

その一環として、この度、トヨタ紡織株式会社 および 一般社団法人まちづくりなみえ のご協力のもと、浪江町民や浪江町にお越しいただいた方々を対象に、約3カ月間の水素燃料電池自転車のレンタサイクル運用実証を以下のとおり実施しています。

### 1. 水素燃料電池自転車のレンタサイクル運用実証について

- 対象：一般社団法人まちづくりなみえ レンタサイクル利用者
- 協力：トヨタ紡織株式会社（水素燃料電池自転車および水素充填機の提供）  
一般社団法人まちづくりなみえ（レンタサイクル運営事業者および実証データ提供）

### 2. 貸し出しについて

ご利用の際は、事前予約が必要です。

詳しくは、「まちづくりなみえ」までご連絡ください。

- 貸出期間：8月7日(金)～11月7日(土)の約3カ月間
- 貸出時間：午前9時～午後6時(水・日曜日、祝日除く)
- 貸出場所：まちづくりなみえ(古民家×キャンプ場”TATSUNO BASE”内)  
(浪江町立野字根渡177)
- 利用条件：年齢13歳以上／身長156cm以上／体重90kg以下の方
- 利用料金：無料
- 連絡先：まちづくりなみえ TEL 0240-23-7530

#### ▶ 水素燃料電池自転車レンタサイクル[PDF]

[https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/44556\\_203171\\_misc.pdf](https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/44556_203171_misc.pdf)



問い合わせ 産業振興課 新エネルギー推進係

TEL 0240-23-5713



## 双葉町からのお知らせ

### 駅西住宅入居者募集(令和8年12月入居)のお知らせ

9月1日HP更新

双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備をいたしました。次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

### 募集する住宅

#### ●南エリア

| 住戸名    | 住戸区分      | 募集戸数 | 住戸番号         | ペット飼養 |
|--------|-----------|------|--------------|-------|
| 再生賃貸住宅 | タウンハウス3DK | 3    | B-5,E-8,F-12 | 不可    |

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせでご確認ください。

#### ▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17699/R80820a.pdf>



### 申込方法

「[駅西住宅申込書](#)」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールのいずれかで総務課まで提出してください。

#### ▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17699/R80820b.docx>



#### ▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17699/R80820c.pdf>



#### ●「駅西住宅申込書」の提出先

①郵送の場合……………〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 宛

②メールの場合……………[soumu@town.futaba.fukushima.jp](mailto:soumu@town.futaba.fukushima.jp)

③持参……………双葉町役場 総務課窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

次ページへ続きます

## 申込期限

9月30日(水)

※郵送の場合は、期限日までに必着。メールおよび持参の場合は、期限日の午後5時15分まで。

## 抽選について

申込先の住戸が競合した場合は抽選となります。抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に同じ住戸区分の空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。抽選とならなかった方には、資格審査に関する書類を後日送付します。

## 申し込みから入居までのスケジュール

### 申し込み



申込書受理

### 抽選会

(申込住戸が競合した場合)



抽選会の案内・実施

(当選された方)



### 資格審査

審査に必要な書類のご案内をしますので、提出してください。



審査期間 約2週間

(審査に合格した場合)



### 入居予定者決定通知

入居予定者決定通知ほか発送

- 入居手続と住まい方などに関する説明資料をお送りしますので、内容をご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。
- 敷金として、月額家賃の3カ月分を納入してください。
- 連帯保証人を1人確保してください。
- 内覧希望者は入居予定者決定後から、入居予定の住戸内を見学できます。

(平日午前8時30分～午後5時、要予約、土日祝日不可)



約2週間後

次ページへ続きます 

**入居説明会**

- 入居説明会では、入居に関する重要事項を説明しますので、必ず参加してください。
- 説明会後に入居許可書と鍵をお渡しします。説明会を受けずに鍵をお渡しすることはできません。

**入 居**

入居許可日から20日以内に入居してください。

※ 双葉町(駅西住宅)に住民票を異動していただきます。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

## 双葉町公式Facebook・公式Xから

### 住民説明会

今年度中の避難指示解除を目指す、特定帰還居住区域のうち3つの行政区について、住民の皆さまを対象とした初めての説明会を、8月19日(水)双葉町で開催しました。

住民説明会は埼玉県加須市やいわき市でも開催します。

国と連携し避難指示解除に向けた準備を進めてまいります。



# 個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

8月27日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2026年6月1日から2026年8月31日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2026年9月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

## 問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎ 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

## 避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった  
（子が進学などで転出、帰還した家族がいる など）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

### 連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

## 三条市に避難している 世帯数と人数（2026.9.2現在）

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 12  | 30 |
| 原町区    | 3   | 3  |
| 南相馬市 計 | 15  | 33 |
| 浪江町    | 3   | 10 |
| 双葉町    | 1   | 1  |
| 郡山市    | 2   | 4  |
| 合 計    | 21  | 48 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5523（直通）